

○農林水産省告示第六百四十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百六条ただし書の規定に基づき、同条ただし書の規定による死亡廃用共済の共済金額の調整の方法を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額を共済価額とする場合における農業保険法施行規則第百六条ただし書の規定による調整は、同条本文の規定により組合員等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する組合員等をいう。）が申し出た金額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じてするものとする。

一 共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額

二 共済掛金期間開始の時ににおいて共済掛金期間中に飼養すると見込まれた家畜の価額の合計金額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。